

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

安心のゴールキーパーでありたい。



すまいの保険

2019年10月1日以降始期契約用

G K すまいの保険

G K すまいの保険（ローン団体扱用）
(いずれもグランドタイプを含みます。)

自宅外家財特約 のご案内

外出時に持ち出した家財など
自宅外で起きた事故についても
補償します!!

しまった！！

旅行中にカメラを
誤って落として壊して
しまった。



でも…

自宅外家財特約で
修理費が補償された！



※自宅外家財特約は、家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト（水災なし）プラン」にセットできます。

お支払い例



カメラを誤って
落として壊した。



路上でひったくり
にあい現金などを
盗まれた。



ゴルフ中に
ゴルフクラブを
折ってしまった。

火災で別荘の
家財が焼失した。
(消防活動による
水ぬれも補償)



ぜひ、自宅外家財特約のセットをご検討ください！ 詳しくは裏面をご覧ください。

自宅外家財特約

自宅外家財^(注)に発生した損害を補償します。

自宅外家財は、**携行中家財**と**敷地外収容家財**をいい、外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財（**携行中家財**）や、別荘等に収容している家財（**敷地外収容家財**）に発生した損害を補償します。

(注) 保険証券記載の建物が所在する敷地内の外に所在する記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいいます。
(下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください。)

【携行中家財、敷地外収容家財の定義と補償範囲】

		国内	国外
携行中家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財	○	○
敷地外収容家財	保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内に所在する、 携行中家財 以外の自宅外家財	○	×

× 保険の対象とならないもの

- ・船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- ・パソコンおよびタブレット端末、ウェアブル端末等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ・眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

- ・動物および植物等の生物
- ・漁具（釣竿、竿掛け等）
- ・通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等^(注)
- ・証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、稿本、設計書、図案、プログラム、データ 等

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財 保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、損害の額から免責金額^(注)を差し引いた額をお支払いします。

(注) 家財の免責金額と同額です。ただし家財の免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故は免責金額3千円を適用します。
また「風災・雹災・雪災支払条件変更（20万円以上事故補償）特約」をセットしている場合でも、自宅外家財特約には適用しません。

自宅外家財保険金額（支払限度額）は下記よりお選びください。

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円、100万円

【保険の対象・事故の種類ごとの支払限度額】

保険の対象・事故の種類	支払限度額
下記以外	自宅外家財保険金額
貴金属等に発生した損害（事故の種類を問いません。）	1個または1組につき、100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額
通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難による損害	10万円
預貯金証書の盗難による損害	100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いしない主な場合

ひょう じん

- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害

◆「G K すまいの保険」はすまいの火災保険のペットネームです。

◆このチラシは、「自宅外家財特約」の概要をご説明したもので、詳しくは重要事項のご説明またはパンフレットをご覧ください。

- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。）
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害 等

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上駿河台ビル

（お客様マスク）0120-632-277（無料）東京都千代田区神田駿河台3-11-1三井住友海上駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>